

## 第 39 回 年金記録回復委員会（H24.10.25）議事録

1 日 時 平成 24 年 10 月 25 日（木） 18:00～19:50

2 場 所 厚生労働省 9 階 省議室

3 出席者：

（委員）磯村委員長、稲毛委員、岩瀬委員、梅村委員、金田委員、駒村委員、斎藤委員、廣瀬委員、三木委員

（日本年金機構）紀陸理事長、薄井副理事長、矢崎理事、松田理事、喜入理事、中野理事、吉野審議役 ほか

（厚生労働省）糸川厚生労働大臣政務官、高倉年金管理審議官 ほか

4 議事録

（磯村委員長）

よろしいでしょうか。委員の皆さんはおそろいですので、これから第 39 回の年金記録回復委員会を始めたいと思います。本日は委員の皆様は全員おそろいです。最初に、新しくご就任された糸川厚生労働大臣政務官からごあいさつをいただけるようですので、よろしくお願いします。

（糸川厚生労働大臣政務官）

10 月 2 日付で厚生労働大臣政務官を拝命しました糸川正晃です。どうぞよろしくお願い申し上げます。あらためまして、皆様こんばんは。本日はよろしくお願い申し上げます。本当に皆様ご多忙の中、年金記録回復委員会にご出席いただきましてありがとうございます。年金記録回復委員会は 3 年前、当時の長妻大臣の指示により、厚生労働大臣の助言機関として設置されました。平成 21 年 10 月と伺っておりますが、設置以来これまで 38 回という多くの回数、年金記録の解決に向けて熱心にご審議やご助言をいただいたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

年金に対する国民の皆様の信頼を回復する上で、年金記録問題への対応は引き続き重要な課題です。年金記録回復委員会については、これまでも年金記録を迅速に訂正できるように年金事務所段階での年金記録回復基準の作成や、紙台帳とコンピュータの記録の突合せ方針、作業方法の策定など、多くの課題についてご審議いただきました。これにより多くの課題は解決していておりますが、依然として記録問題の解決は道半ばで、解明作業中又はなお解明を要する記録が約 2,200 万件ございます。この対応について、これから委員の皆様にご指導いただき、課題を解決していただきたいと思います。この

10 月で年金を担当する政務三役を交代しましたが、引き続き委員の皆様方に年金記録回復委員会でご指導いただきたいと思っておりますので、委員長をはじめ皆様方よろしくをお願いします。

本日の年金記録回復委員会ですが、まだ手掛かりがつかめていない未統合記録について、持ち主の発見につながるよう到来年 1 月から「もれ」や「誤り」が気になる記録をご確認いただくキャンペーンを実施する予定です。その広報方法についてどのようにしたらよいのかをご審議いただくとともに、各共済組合からこれまでに提供を受けた共済記録について日本年金機構が管理している基礎年金番号と統合する作業を進めておりますが、その作業状況をご報告させていただく予定です。時間もどのくらいになるかわかりませんが、どうか本日も委員の皆様方の忌憚ないご議論をお願いしまして、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願い申し上げます。

(磯村委員長)

ありがとうございました。糸川厚生労働大臣政務官からのお話がありましたように大臣以下政務三役がお代わりになりましたが、大臣の諮問機関として引き続き委員の皆様にはよろしくお願ひしたいということでしたので、私からもよろしくお願ひします。政務官はこれから公務のため中座されますが、ありがとうございました。

(糸川厚生労働大臣政務官)

どうぞよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

(磯村委員長)

それでは引き続き予定に従い議事進行をお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

それではご審議に移らせていただきます。本日は議題にございます通り(1)から(4)、資料 1 から資料 4 までの資料をご用意しております。資料 1 で本日の議題と全体構図についてご説明させていただきます。赤字で記載しておりますのが本日の議題です。3 か所に赤字を付けております。上から申し上げますと、最初は「5)『気になる記録の確認キャンペーン』の実施」で、本日は呼び掛け・広報の方法等について資料 2 でご審議をお願いしたいと思います。真ん中の下の〈再発防止策〉の「共済記録の整備」については、資料 3 でご用意しましたので、ご審議の程をよろしくお願い申し上げます。一番下の〈関連事項〉の「イ)年金確保支援法への対応」については、資料 4 でご用意しております。委員の皆様方のご指導・ご審議により多くの事項が審議済と記載されております。引き続きご審議をよろしくお願い申し上げます。資料 1 については以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。ただ今の事務局からの資料1のご説明に関連して、私から委員の皆さんのご意見を伺いたいことが2つばかりございますので、よろしくお願いしたいと思います。第1点が資料1の「記録問題の全体構図」を今後どうするかという問題、2つ目が事務処理誤りの議題の運び方についてです。

まず第1点目の「記録問題の全体構図」という説明がございました資料1ですが、ご覧いただくと実は多くが〈済〉という印が付いており、赤字で記載している本日の議事の3つと、一番下〈関連事項〉の「才」機構における事務処理誤り対応」だけが処理の枠組みとしては残っております。記録問題の目途が再来年（平成26年）の3月とされておりますので、7月に中間取りまとめをいただきましたが、それをベースに残る1年少々の期間、今後何をどうしていくべきか、そろそろ考えておく必要があるかと思っております。この件については、早ければ次回11月の年金記録回復委員会にでもこんな方向ではどうかというものを事務局からご報告をいただいてご審議を願うことにした方がいいのではないかと考えております。委員の皆様のご意見を承ればと思います。これが第1点です。いかがでしょうか。この方向で準備をしていただきたいと思います。が、よろしいですか。ありがとうございました。それでは事務局は大変ですが、よろしくお願いしたいと思います。

2点目として申し上げました事務処理誤りの運び方は、これまでも何回か回復委員会の場で「次回に。次回に」と言っておきながら、なかなかうまく運びませんが、何回か実務検討会を行なっておりますと、次々と色々な問題が出てきます。このようなご意見や問題点を私なりに実務検討会のご報告という観点で概括をご報告します。事務処理誤りという問題については、再発防止をどうするかという課題と事務処理誤りが発見された後に一体それをどう直していくのかという問題と、大きく2つの側面があるかと思っております。この両者にそれぞれシステム面の対応をどうするかという問題と関連する法令解釈をどうするかという問題がマトリックス的に付いているという感じがしております。特にこの数年間、色々と法制度が変わっております。例えて言いますと70歳以上の被用者をどう対応するかという問題がございます。厚生年金保険の被保険者ではないのですが、在職老齢年金制度との関係で70歳以上の被用者をどう把握するかという問題が出ております。このようなことにはシステムと法令解釈の問題がございます。この例えでお分かりいただけますように、システムと法令解釈の両方が絡んでおりますので、整理をするための準備がもう少し必要であるというのが、現在の厚生労働省と日本年金機構の状況ではないかと考えております。従いまして、事務処理誤りの問題についてはもう少しお時間をいただき、できれば次回のご審議に間に合うよう事務局にもご尽力を願いたいと思います。本日の議事にお掛けできなかったことについて、委員の皆さんのご了解やご意見などをいただきたいと思います。が、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは事務局もお手数ですが、そのような観点でご準備をよろしくお願いし

たいと思います。

（尾崎年金記録回復室長）

ただ今委員長からご指摘が2点ございましたので、日本年金機構と連携しながら対応していきたいと思います。

続いて資料2に移らせていただきます。資料2です。「気になる年金記録、再確認キャンペーン」について日本年金機構の北波部長からよろしくお願いします。

（日本年金機構北波事業企画部長）

ご説明をさせていただきます。お手元に資料2-1とA3の大きいもので資料2-2がございます。これをご覧いただきながらご説明をさせていただきたいと思います。先ほど政務官のごあいさつや委員長のお話にもございましたように、年金記録について再度ご本人様にご確認していただくキャンペーンを開始したいと考えており、これについての取り扱い方、またはどのようなお知らせをお送りするのかについて、ひな形をお示しさせていただきたいと考えております。

資料2-1の1ページをご覧ください。繰り返しになりますがキャンペーンの趣旨です。年金記録問題の解決に向けて、これまでも「ねんきん特別便」のご送付など色々な取り組みをしてきました。ご指摘もございましたように、未だに多数の持ち主不明の記録が残っているという現状でございます。そのような手掛かりがつかめない記録については、ご本人様から心当たりの記録を申し出ていただくことが持ち主の発見につながるということで、来年1月末には「ねんきんネット」の第4次リリースを予定しておりますので、これを目途に漏れや誤りが気になる記録についてご確認いただくキャンペーンを開催したいということです。事業名については「気になる年金記録、再確認キャンペーン」、キャッチフレーズは「あなたの気になる年金記録、もう一度ご確認を」と考えております。

キャンペーンの内容についての4つの柱を記載しております。1つは「未統合記録の『ねんきんネット』による検索」です。「ねんきんネット」自体は平成23年2月からスタートし、おかげさまで利用者数も伸びてきております。「ねんきんネット」を利用し、氏名や事業所名などによる検索を可能とすることを進めたいと思います。まさにキャンペーンですので、漏れや誤りが気になる方への確認の呼び掛けとして、個別の「ねんきん定期便」等での通知、またはポスターやチラシ等によるピーアールも考えたいと思っております。また「生活でお困りの高齢者を対象として年金記録の発見サポート」は、自治体と連携させていただくことで、統合が進んでいない高齢者、高齢者の方の記録の統合が現役世代の方に比べて進んでいない状況がございますので、そのような方に対して重点的にキャンペーンの周知や市町村と協力し年金記録の発見を支援していきたいと思っております。併せて「厚生年金基金記録の確認」の周知を行い、ご遺族等の申し

出を受けて国のコンピュータ記録との突合せを行うことについて、ぜひ年金事務所にご相談していただきたいという広報もしようと考えております。

1 ページめくっていただいて2 ページです。キャンペーンの広報についてそれぞれの分野ごとに記載しているものです。概括で申し上げますと、まず全個人への通知を、はがきもしくは封筒で行いたいと思っております。具体的には、受給者向けに「ねんきんネット」のアクセスキーの通知を2 月から10 月にかけて順次皆様にお送りしていきたいと思っております。加入者向けについては加入者全員の誕生月にお送りしている「ねんきん定期便」や節目年齢の「ねんきん定期便」にキャンペーンのご案内を入れて、皆様に知っていただこうと考えております。様式については後ほど資料2-2 でご説明したいと思います。ただ平成25 年度は支給開始年齢の引き上げや年金記録の整備の状況を鑑み58 歳の方については平成26 年に59 歳になられてから発出する方向で検討しております。一方で待機者の問題もございます。これについては、アクセスキーや住民票コードの確認とともにこれから事務処理の手順を組み上げ内容を来年の7 月か8 月に発出させていただきたいと思っております。このような形で全個人への通知をまずはさせていただきたいと思っております。

市町村との連携によって、生活にお困りの高齢者に対して1 つでも多くの年金を発見していただく連携支援を図っていこうと思っております。また地域の福祉の場でご活躍いただいている社会福祉協議会や地域包括支援センターなどを通じてチェックリストの配布などを行い発見の端緒につなげていただこうと思っております。

インターネットもございますので、インターネットを活用しての広報も行いたいと思っております。もちろん日本年金機構のホームページで、キャンペーン内容についてご報告させていただきたいと思ひますし、解説映像を作成することも考えております。

各メディア等にもぜひともご協力いただき、キャンペーンの趣旨等について報道をお願いしたいと考えております。多方面に亘る働き掛けをしていきたいと思ひます。政府広報について現在は調整中ですが、あらゆる場で行なっていきたいと考えております。

資料2-1 の3 ページです。「関係機関を通じた広報等」はキャンペーンを始めるに当たりさまざまな関連団体に国レベルまたは地方レベルでこのようなキャンペーンを行うという周知をし、ピーアールを図っていきたいと考えております。

1 ページめくっていただき（参考）の4 ページです。おおよそこのような形で福祉関係・年金関係、その他で経済団体・労働団体・郵便局・金融関係団体・ハローワーク等について、ご協力をお願いしたい旨の広報活動を行っていききたいと考えております。

3 ページに戻っていただきまして、このような形でパンフレットや個別通知を通じて内容の周知、色々な手法を通じ行なっていこうと思ひます。スケジュールについては11 月から関係方面への協力依頼をさせていただき、来年1 月末を皮切りにただ今申し上げましたようなキャンペーンを開始していきたいと思ひます。できれば1

月中旬には「ねんきんネット」でのデモンストレーションも含めご説明をさせていただければと思っております。

資料の6ページ・7ページについては「ねんきんネット」の4次リリースについての資料です。先ほど申し上げましたとおり1月末に4次リリースを予定しております。なお解明を要する記録等の約2,240万件について、例えば氏名等を検索することにより一致した情報があるかどうか分かるような段取りになっております。

続いて資料2-2をご覧ください。「キャンペーン関係資料」です。お手元に委員の皆様お二人に1枚お配りしておりますが、お知らせのひな形を置いておりますので、ご参考にいただければと思います。これは受給者向けの「年金記録確認のお知らせ」です。ここには「あなたのアクセスキー」という形でアクセスキーをそれぞれの方にご通知申し上げる形にしております。アクセスキーと基礎年金番号がございましてIDを即座に発行することができますので、IDをまず発行します。また、真ん中の『「ねんきんネット」で、ご確認を」で「いつでも最新の年金記録を確認できます」・「持ち主不明の記録を検索できます」・「年金の支払いに関する通知書を画面で確認できます」という機能を記載しております。

資料の裏面をご覧ください。ここに「あなたの気になる年金記録もう一度、ご確認を。」ということで、どのような方の記録が見つかりやすいのか、どのような方にアクションを起こしていただきたいのかについて解説しております。「約9人に1人、年金記録が見つっています。」の下に3つの代表的な類型を記載させていただき、お手に取られる方にイメージしやすいような形で考えております。

資料の右側は今までの未統合記録の統合作業の中で出てきた、記録が見つかりやすいパターンを11パターンに分け、これを例示して、該当する心当たりのある方については年金事務所にご相談いただきたいというメッセージを出させていただくことを考えております。

資料の3ページは節目年齢用の「ねんきん定期便」に同封するものです。内容については先ほどの圧着式はがきの「ねんきん定期便」と同じ内容になっております。資料の3ページについては事例を掲げておりますし、資料の4ページについては冊子になっている一部を使用させていただき、左側の「年金記録確認のチェックポイント」という形で先ほどと同じものを掲げております。

節目年齢以外の被保険者用の「ねんきん定期便」についても資料の5ページ・6ページに亘り「気になる記録、もう一度ご確認を。」ということでキャンペーンの趣旨を記載しております。当然ながらここにアクセスキーを印字し「ねんきんネット」にアクセスしていただくようにと考えております。

資料の7ページと8ページはチラシです。チェックリストとなっており、市町村なりそれぞれの年金事務所において配布いただくようお願いし、できるだけ多くの方に手に取っていただき、思い当たる方についてはチェックをしていただいて年金事務所にご

相談に来ていただくという呼び掛けを考えております。

資料の9ページはポスターです。内容はお知らせと同じものです。

以上のような材料を準備し、広報活動につなげていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。ただ今のような内容のキャンペーンを展開するということですが、何かご意見やご質問はございますか。どうぞ。

(三木委員)

資料2-1の2ページです。メディアを通じた広報というか広告になるのかもしれませんが、できるだけインターネットを活用して広告した方が良いというのは前々から申し上げていて検討していただいていると思います。非常に良いサービスをつくっても皆様に知られなければ当然使われないので、これをどれだけ知ってもらえるかということに、ほとんどキャンペーンの成否がかかっているのではないかと思います。そのような中で、インターネットでの政府広報は良いと思いますが、可能であれば、「ねんきん定期便」が誕生月発送で毎月出されるのであれば、発送の前後にスケジュールが当たると理想的で、内容も7月生まれの方には「ねんきん定期便」をお送りしていて、このようなキャンペーン中なのですぐにインターネットでご確認ができますという広告が発送される前後に出れば効果はすごく高いので、そのような調整ができるかどうかは分かりませんが、時期とターゲットを明確にした表現と媒体の活用を可能であればご検討していただきたいと思います。

(日本年金機構北波事業企画部長)

確かに三木先生がおっしゃるように、加入者については誕生月の「ねんきん定期便」の中に折り込ませていただきますので、1年間に亘って発送するタイミングで広報できれば、これに越したことはないと思っております。ただ、資料2-1の2ページにございますが「受給者に対するお知らせ」については集中的に連続してお送りする形になりますので、政府広報室ときちんと相談させていただく類のものでありますが、まずは2月にキャンペーンが始まったときに重点的に色々な形での広報をお願いいたします。また毎月となると、工夫の余地はあるかもしれませんが、毎回毎回という形は難しいかもしれません。ただご趣旨は当然のことと思っておりますし、できる限りキャンペーンを知っていただき、また「ねんきんネット」のご利用につなげていくことについては色々とお知恵をめぐらせたいと思っておりますので、ご指導をよろしくお願いします。

(磯村委員長)

他はいかがですか。どうぞ。

（斎藤委員）

今まで気の遠くなるような作業を通じて受給者・加入者にメッセージをお送りいただいておりますが、それでも限られた効果しかないということです。今回の「気になる年金記録、再確認キャンペーン」というのは「あなたの気になる年金記録」というよりも、例えば「あなたのご両親の気になる年金記録」などとして、そばにいらっしゃる方に注意を促すことがとても重要になってくると思います。郵送するお知らせはどうしてご本人様宛になりますが、インターネットやメディアで広報するときにはご家族の方やお世話をなさっている方たちにどうぞチェックしてあげてくださいというようなメッセージを強く打ち出していただけたらと思います。

（磯村委員長）

いかがですか。

（日本年金機構北波事業企画部長）

その通りだと思いますので、そのように努力したいと思っております。資料2-2の3ページをご覧ください。『ねんきんネット』で、ご確認を！」と表示しております。これは節目年齢用の「ねんきん定期便」ですが、当然ながら若い方にもお送りします。「『未加入』となっている期間は要チェック。」の後に「ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。」という表示をしておりますし、また斎藤先生がおっしゃられたような趣旨も踏まえて、広報活動には留意していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

（磯村委員長）

他はいかがですか。どうぞ。

（岩瀬委員）

資料2-2の2ページです。「あなたの気になる年金記録もう一度、ご確認を。」というキャッチフレーズの下の記事の6行目に「ご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。」とございますが、「ご確認いただき」というのは「ねんきんネット」でご確認してほしいという趣旨ですか。

（日本年金機構北波事業企画部長）

基本的にはそれも含まれます。心当たりがあるということについては、まずはここに「ねんきんネット」のアクセスキーを配備しておりますので、ねんきんネットを活用し



てご確認ください、具体的に気になる記録があったら、年金事務所にお越しいただいてのご相談で記録の確認を図ろうという趣旨もございますので、そのような趣旨です。

（岩瀬委員）

「『ねんきんネット』でご確認ください」と記載した方がすっきりするのではないかと思います。あるいは「ご確認ください」という文言を落としてしまってもいいのかと思いました。そうすると事務所に相談者が殺到して困るという感じですか。

（日本年金機構北波事業企画部長）

まずはこのような機会がございますのでご自身でご確認ください、ここである程度確証を持っていただくことが大事だと思います。「『ねんきんネット』などでご確認ください」というような形がよいのかもしれませんが。

（岩瀬委員）

つまり文章を変えるということですか。

（日本年金機構北波事業企画部長）

「ご確認ください」というのは色々な形でのご確認があらうかと思いますが、私たちはまず「ねんきんネット」でのご確認を第一優先でお願いしたいと思っております。ここに入れた方がよろしいのであれば入れるという形も検討します。

（岩瀬委員）

私は「ねんきんネット」で確認するか事務所に行って確認するかしか考えられませんが、他に何か個人で確認できる方法はございますか。

（日本年金機構北波事業企画部長）

基本的にはその2つです。

（岩瀬委員）

あるいは電話で問い合わせるかぐらいですか。

（日本年金機構北波事業企画部長）

そこはご本人それぞれだとは思いますが。

（岩瀬委員）

文章が長くなって読みにくいとお判断されるのでしたらこれでもいいと思いますが、

少し意味が分かりにくかったのでお尋ねしました。少し検討していただけますか。

（日本年金機構北波事業企画部長）

分かりました。そのようにさせていただきます。

（磯村委員長）

どうぞ。

（斎藤委員）

私が申し上げるのも何ですが、ご自身の記録については、色々なご確認の方法があるので、確認方法を特定しない記載の方がいいのではないかという気がします。

（磯村委員長）

どうぞ。

（梅村委員）

協力依頼先の中に郵便局が記載されておりますが、郵便局に何をどうしていただくのか説明がありませんでした。考え方としてはどういうものでしょうか。

（日本年金機構北波事業企画部長）

郵便局については、これまでも日本年金機構にご協力いただいたこともございます。今回もキャンペーンについてのピーアールのご協力で郵便局にもアプローチをし、どのような形が良いのかはご相談させていただきたいと思っております。まずはポスターの掲示などをお願いしていきたいと思えます。

（梅村委員）

地方の郵便局とお話をしていくと局長でも年金制度について詳しいことは全く分からないということがございます。例えば田舎の場合だとお年寄りなどが郵便局に来た場合にどのように対応していただくかというマニュアル的なものもご用意された方が、郵便局側がまごつかずに適切に対応できると考えたのですが、いかがでしょうか。

（日本年金機構北波事業企画部長）

郵便局、今は日本郵便株式会社ですが、ご相談に出向いて、中身については少しお話を詰めさせていただきたいと思っております。相手のあるお話ですので、私たちの思いは郵便局にもアプローチをしたいということで、今の段階はそのような形です。

(磯村委員長)

よろしいですか。どうぞ。

(稲毛委員)

私からお願いしたいのは復習も兼ねますが「ねんきん定期便」等の未着の方の取り扱いです。こうしたキャンペーンは、基本的にはがき等が届いて初めて知る方が一般的には多いと思います。お願いするのは、気になる事例があり、50代の妻で第3号被保険者の方です。事情がございましてその会社の全従業員の方の住所確認をしたところ、その方の住所一覧表の住所が夫と違っておりました。もちろん一緒に住んでいらっしゃるわけですが、もともとマンションに住んでいて一戸建てを建てられて引っ越しているのですが、そのときに夫の住所変更だけをして妻の住所変更をしていなかったようです。私があずかりしれない時代の話です。問題となったのは、第3号被保険者の住所一覧にまず片仮名で入っていたことがおかしかったことです。片仮名で、しかも基礎年金番号ではなくて手帳記号番号で入っていました。調べたらやはりそれは手帳記号番号という話です。本来の考え方では平成9年の基礎年金番号の付番で、その当時その方は既に第3号被保険者でしたから国民年金の番号が基礎年金番号になっているはずですが、なぜか手帳記号番号のまま残ってしまっている状況です。何うと「何も届いていません」ということでした。正しいかどうかは分かりませんが、私が類推するに平成9年ですと今から13年ぐらい前ですから、おそらく、そのときに既に引越しされていて、基礎年金番号の通知書が返戻か何かされたことによって基礎年金番号の付番ができなかったのではないかと思います。その方の場合は3号期間が非常に長いですから、ここで言えば2,200万件のうちの1人でありながら「ねんきん定期便」も届いていない状況が推測されます。なので、今までも「ねんきん定期便」などが戻ってきてしまっているものは止めていると思いますが、住民基本台帳ネットワークシステムと住所との突合をしているということですが、このキャンペーンをするに当たり、なるべく多くの方に届くようにご再考いただきたいと思います。今まで届いていない人ほどキャンペーンの告知が届かなければならないわけです。よろしくお願いします。

(日本年金機構北波事業企画部長)

非常に核心を突いたご指摘だと思います。住所または居所の方もおられますし、なるべく正しい住所もしくは届くように、住民基本台帳ネットワークシステムとの突合せや変更届を出していただいたら再交付をするなどの努力を日本年金機構では行なっております。いずれにしても皆様にお届けするという趣旨についてはキャンペーンの中で強調させていただきたいと思っておりますし、実際に未送達者がゼロにはなかなかならないという事情はご承知だと思いますが、そのような場合についても周辺を整えるという意味で、単に今回のキャンペーンについては通知のみならず、ポスターや各所で

の気付きの機会をご提供させていただく努力をしたいと思っております。ご指摘は賜りながら努力したいと思いますので、よろしくお願いします。

(磯村委員長)

ありがとうございました。どうぞ。

(駒村委員)

資料2-1の2ページの「市町村との連携」で3つほどご質問がございます。1つ目は「生活保護等の相談窓口において、個別に年金記録の発見支援を」とありますが、これは現状がどうなっていて、キャンペーンでどのようなことを行なっていくのか。2つ目は社会福祉協議会や地域包括支援センターには、チェックリストを配布するだけなのか、「生活資金の貸付のときには必ずこれを使ってみてくださいね」というようなアドバイスのようなものも含めて行うのか。3つ目は、先ほどもご家族の方のご議論もございましたが、難しいご対応かもしれませんが、現在は症状の軽い方も含めて認知症を持たれている方が約220万人で10パーセントぐらいになっていて、これから75歳以上の方が増えることで12パーセントぐらいまで上がってくるとなると、ご家族に支えられる部分が多い方が増えてくると思います。ご家族の方にも非常に重要なことだということが伝わるような伝え方も必要ではないかと思えます。以上です。

(磯村委員長)

どうぞ。

(日本年金機構北波事業企画部長)

現在でも市町村が生活保護のご相談を受けたときについては、色々な情報を集めて利用可能な資産や収入がないかを探索されております。そのような中で、年金についても「ねんきん特別便」等をチェックしたり年金事務所に照会したりといった形で年金給付が受けられるのかどうかを調べていただいております。今回のキャンペーンで、気になる記録の中でこれまでは見えなかった記録が自分のものと分かることにより、年金を受けられる権利が発生することが非常に望ましいことだと思っております。従来でも年金についての照会等は行なっていただいておりますが、それに加えて、「ねんきんネット」を使用することで、できる幅が広がったと捉えていただければと思います。また、今回は社会福祉協議会や地域包括支援センターにまずはチェックリストの配布をお願いするところから始めたいと思っております。それ以上のきめ細かなアドバイスについては11月から、ピアールということで関係団体にご相談させていただきたいと考えております。最後にございました軽い認知症の方などサポートが必要な方に対してどうアプローチをするのかについても、私どもも考えてみたいと思っておりますので、

どうぞよろしくお願いします。

(磯村委員長)

駒村先生、よろしいですか。ありがとうございました。他はいかがですか。

それでは私から念のためお願いが1つあります。資料2-1の4ページ、「関係者・関係団体の案」ということで色々な団体の名前が記載されておりますが、申すまでもないことかもしれませんが、例えば一番右の「金融関係団体」とございます。これは全国銀行協会・全国地方銀行協会などを通じて色々なものをお届けしようというイメージだろうと思いますが、実は現在、金融機関、特に地方銀行や信用金庫などは、大部分が年金友の会というものを作り旅行などの活動を行なっております。このように、各団体の中で年金に縁のある何かの活動を行なっているところはどこなのかを予めよくお調べいただいた上で協議をいただかないと実効性が伴わないのではないのでしょうか。なぜこのようなことを申し上げるかという、4年ほど前に「ねんきん特別便」を最初にお届けするときに関連団体協議会を作り上げて、色々な団体のお偉いさんにお集まりいただいて「お願いします」ということをなされたことがございます。その際は、そのようなところまでお調べしていなかったものですから、「お願いします」「分かりました」ということで、第1回で終了してしまっております。意味がなかったとは決して言いませんが、協力依頼を行い、お金を掛けるのであれば、実効性のある方法を一つ一つの団体についてお調べになった上でお願いしたいと思います。例えば郵便局にも似たような仕組みがございます。労働団体にもございますし介護福祉会にもございます。あちこちに年金に関係のありそうな活動を行なっている仕組みがございます。それらをぜひお調べいただいた上でお願いしたいと思います。

それでは以上でキャンペーンの関係はよろしいでしょうか。それでは続いて次の議事をお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

資料2についてご審議・ご意見をいただき、ありがとうございました。続いて資料3で「共済記録に係る日本年金機構における作業状況について」日本年金機構の白井記録管理部長からご説明をよろしくお願いします。

(日本年金機構白井記録管理部長)

それではお手元の資料3にございます「共済記録に係る日本年金機構における作業状況について」ご説明させていただきます。1ページをお開きください。これまで共済組合は平成9年1月から基礎年金番号導入以降、各共済組合の組合員であった、あるいは現在組合員である方々については、日本年金機構と各共済組合で情報交換をし、基礎年金番号を付番してきました。2つ目の○にございます通り平成19年7月5日に政府・

与党の合意がございますが、これに基づき平成8年以前に共済組合を退職されている方について基礎年金番号が振られていないという事実に基づき、この方々についてどうするのかについて、【参考】にあるように「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」として示されております。読み上げさせていただきますと『平成9年の基礎年金番号導入前に退職して組合員でなくなっている方の共済年金の記録のうち、基礎年金番号に統合されていない、いわゆる共済過去記録「181万件」については、厚生年金制度への一元化に向けて、基礎年金番号に統合する。この過程において、「181万件」とすべての年金受給者及び現役加入者の記録との名寄せを行った上で、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨をお知らせする。』といったことが示されており、この間作業を行なってきました。198万件というのは当時181万件が見込みだったものですから数字に違いが出てきているところです。

2ページをお開きください。そのような政府・与党の方針に基づき、この間、○の1つ目にございますが、基礎年金番号に結び付く可能性がある方に対して「共済組合等加入記録の確認のお知らせ」、いわゆる「茶色便」をお送りし、お客様に対してご確認をお願いしてきました。こうしたお願いやお客様からのお申し出の結果、9月末現在で120.3万件（約61%）の記録の統合が行われております。一方、それでもまだ約77万件という件数が作業中になっており、これらについても順次統合に向けて取り組みを行なっておりますが、資料の3ページに記述がございます通り「今後の対応」で「茶色便の未回答者への更なるアプローチ」ということで、まだご回答いただいていない約22万件の方々について回答票の提出を促すようなお知らせを発送していきたいと考えております。時期は資料にございます通り平成25年3月です。

2つ目は「氏名変更履歴名寄せの実施」です。上にございます「未回答者へのアプローチ」に合わせて、婚姻等により氏名が変わった方に対して旧姓と基礎年金番号で管理しているお名前との名寄せを行い、記録が結び付くと思われる方に対してお知らせをお送りしていきたいという趣旨です。送付時期は平成25年3月を考えております。

そうした取り組みを行った上で、なお基礎年金番号に統合できない記録が残った場合、（3）にございます通り「ねんきんネット」に掲載して記録の有無の検索を可能にし、受給者・被保険者等に呼び掛けていきます。これは平成25年度中を目途に方策を考えております。

続いて4ページをお開きください。既にお送りしている「茶色便」、先ほどの「共済組合等加入記録の確認のお知らせ」ならびに当初お送りしている「年金記録のお知らせ」、いわゆる「ねんきん特別便」というそれぞれのお知らせに基づき、お客様から「自分はこの共済組合に加入したことがある」というお申し出がございました約231.7万件について、資料4ページの下の表にございます通り約98.3パーセントの処理が現在完了しています。なお3.9万件が回答作業中で、そのうち共済組合等へ照会中のもの、あるいは照会準備中のものが2.8万件。職員等でまだ審査中のもの・調査中のものはまだ1.1

万件というような作業状況でございます。

この3.9万件をどうするのかというと、5ページにございます通り当然お客様に速やかにご回答しなければいけません、それに当たりましては（１）にございます通り、平成24年11月を目途に全件を共済組合等にご照会したいと思っております。（２）にございます通り、ご回答についてお客様のお申し出と共済記録との確認が取れない場合には、お客様に対して記録の原本を保有する、当時お勤めになっていた共済組合等に直接ご照会いただく旨の案内文書を同封の上、ご回答を行うこととしております。

こうした取り組みの他に、Ⅳに2点ございますが、日本年金機構ホームページにおいて、各共済組合について、お客様が一体どこの共済組合に問い合わせてよいか分からないといったことに対して、日本年金機構の職員がきちんと回答できるようにホームページでもそのようなところを丁寧に解説していきます。あるいは2つ目の・にございます通り、窓口職員が正確にお客様へのご案内ができるように、今後情報提供をしていきたいと思っております。

以上が主だった事業の内容です。6ページをお開きください。[その他]として、・の1つ目は先ほどご説明させていただきましたが、「ねんきん特別便」や「茶色便」をご送付したお客様からご自身の共済記録の確認依頼があったものの中に、老齢基礎年金の年金額の基礎となっている共済期間と共済組合から提供された共済記録との不一致となる事例が確認されました。その原因について裁定時に添付していただいた書類を確認したところ、私ども日本年金機構あるいは旧社会保険庁時代の入力誤りにより、本来、基礎年金額の算定基礎に含めることができない旧法の退職年金の受給権が発生している期間などを、本来は合算対象期間として入力しなければいけないのですが、実際の共済加入期間として入力してしまった誤りがございました。その件数が29件あることが判明しました。これらについては年金事務所において年金額訂正に向けて作業を行うこととしております。私からのご報告は以上です。

（磯村委員長）

ありがとうございました。本件についてご意見・ご質問はございますか。どうぞ。

（三木委員）

確認です。ページ4の○の1つ目の②の「ねんきん特別便」をお送りした際ですが、「ねんきん特別便」に表示されている記録には共済組合記録は記載されていなかったのですか。それとも記載されていたのですか。

（日本年金機構白井記録管理部長）

共済期間が入っていたかどうかに関わらず、ご自身が自分はこの役所に勤めていたなどお客様からの自発的なお申し出があったものが全てです。自主申告と言ってよろしい

のでしょうか。お客様からこの役所にいたというご申告があったものです。

（三木委員）

そうするとお客様が一度は自分で共済組合にいたということを申告されているのだと思います。そうすると3ページの「茶色便」の未回答者のところで、1度回答を出している人にもう1度回答を出してくださいという通知を出す可能性、ここにも記載している通り「ねんきん特別便」で1回記載しているという場合には、非常にお客様のご立腹を生みやすいパターンだと思います。1回記載して、対応をしたのかしてないのかという一応されたのかかもしれませんが、記録が直ったというレターを戻されたのだと思いますが、それでまたその後にもまだご回答いただいていませんとお送りするのは非常にナンセンスで、記録を直していないのならまだしも直しているわけですね。それに対して、またご回答を「茶色便」にくださいというのは非常にまずいので、送付前に必ず1回「ねんきん特別便」で回答をいただいている方を外さなければいけませんし、直してしまっている方は絶対に同じ意味で外さなければいけないので、お客様から見たときにますます不審を生むようなオペレーションは絶対に避けなければいけないと思います。

（日本年金機構白井記録管理部長）

その件に関しては三木委員のご指摘の通り「ねんきん特別便」でお申し出のあった記録について、基礎年金番号に統合されているようなものがあれば、送付から外していくという対応は検討していきたいと思っております。

（三木委員）

そのような意味だと、統合されていないものもお客様からすると回答しているものがあるわけです。記録が正しいか事業所名が合っているかなど、色々な問題があるのかかもしれませんが、何かを回答しているわけです。1度回答している人に通知するのでしたら、「一応回答をいただいているのですが、この点が不明なのでご確認させてください」という内容であればいいのですが、「とにかくあなたは回答を『茶色便』で出していないから、もう1回送り直せ」というのは、非常に受け取った方のご立腹を招くので、そちらもきちんと対応しなければいけないと思います。

（日本年金機構白井記録管理部長）

おっしゃる通りです。その点は同封する案内文等の中で今回の再送付の趣旨をご説明させていただくことでご理解をいただくよう考えていきたいと思っております。

（三木委員）



レターを定型文でお送りしたら、その中で詳しくどこかに「以前に重複してお送りしている人はごめんなさい」と記載しても、そこを読む前に「また日本年金機構は送ってきた。許せない」ということになってしまいと思います。そのような意味では、システム的にはまだ半年弱ございますから、突合せて送付対象から外すことは絶対にできるので、ぜひとも外していただきたいと思います。

（日本年金機構白井記録管理部長）

既に統合済みの方については受付データ等で削除していく方向で検討している最中です。

（三木委員）

統合済みの方だけではなく「ねんきん特別便」で何がしかの回答をした方については外すべきだという点はどうですか。

（日本年金機構白井記録管理部長）

「ねんきん特別便」でお申し出いただいた方についても受付データ等から除外していくことも現在検討しております。

（磯村委員長）

よろしいですか。どうぞ。

（三木委員）

別の点で資料の5ページですが、「仕分け後の対応」としては、基本的にはご本人様が共済組合に直接行ってくださいということだと思います。日本年金機構としては所管の問題からすると当然だと思われそうですが、お客様の視点から見れば、日本年金機構だろうが共済組合だろうが、とにかく何か国の仕組みだという認識でしかないわけです。それで、そもそも共済組合に行ったからといってどうなるか分からない。その前の段階で、実は日本年金機構との間で、何かレターが来たから返しているという何かしらのやりとりを始めている人もいます。そのような意味では日本年金機構が窓口ではないということは、たらい回しです。非常に分かりにくい処理だと思います。どうしてもこのような処理をする場合には「共済組合と調整する」と記載されておりますが、どういう調整をしなければいけないのかというと、5ページの下の方角に記載されている「丁寧に解説する」という「丁寧に」という内容です。実際にお客様から見れば次のアクションとして何をすれば何が起きるのかをきちんと定義しなければいけないわけです。「共済組合にこの帳票を持っていけば共済組合が直してくれて日本年金機構にその情報がいくから、あなたは日本年金機構と調整しなくても共済組合が全部やってくれるので、

心配はいりませんよ」というような、きちんと理解してもらえないものがないと、それは「丁寧に」ということにはなりません。言葉を丁寧にしても意味がないので、この資料はまだ中間的なものだと思いますが、たらい回しだと思われないように「一時的な窓口は共済組合だけれども、そこにこの書類とこの書類を持っていくと、こういうことをしてくれるから心配しなくていいですよ。不安な方はぜひ行ってください」と言って、「こちらはそれを受けて直します」といったような連携も含めてきちんと示さないと、非常にまた不信を生み、たらい回しだ、きちんとやっていない、日本年金機構はけしからんということになると思います。そのような意味では、この資料は今の段階ではまだまだ生煮えだという認識で、もう1段きちんと「丁寧に」ということを、どこの共済組合とはこのような事務フローになっているということを、共済組合も色々ありますが、きちんと網羅的に共済組合ごとに明確に示して、各共済組合と認識をきちんと合わせて実務に落ちるようにしていただくことが重要だと思います。

（日本年金機構白井記録管理部長）

ご指摘の通り実際にお客様が年金事務所に来られたときに共済組合をご案内する場合にでも、何がどのように必要なのかという個々の相談事例により変わってくる場合もあるかと思いますが、そのようなところも含めて具体的なやりとりについては、共済組合と色々調整を詰めていかなければいけないことは多々あるかと思いますが。そのような項目も含めて、実際にお客様が何をご用意すればどういうことが充足されるのかといったところも重要なことだと思っておりますので、単なるたらい回しと思われることのないような方向で調整を行なっていきたいと思っています。

（磯村委員長）

どうぞ。

（廣瀬委員）

共済の問題はただ共済組合という言葉でまとめていますが、いくつかに分かれていて、それぞれ独立した組織になっております。この資料の中では共済組合一本で全部まとめてしまっていますが、分ける必要性があるかどうか分かりませんが、例えば国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の人数割合で同じようにお申し出があるから分けていないのか、分けることで特色のようなものがあるのか、その辺はいかがでしょうか。どの共済組合からこれだけという231.7万件の内訳はできているのでしょうか。

（日本年金機構白井記録管理部長）

共済記録については個々の共済組合が最終的に記録、私どもで言えば厚生年金は私どもが責任を持って管理しているといったレベルで各共済組合が記録を管理しておりま

す。共済組合に対して日本年金機構が照会をしなければならないという作業のレベルでは、特段国家公務員共済組合か地方公務員共済組合かという区別をする必要がございませんので、ここで一括り、一括りと言っては失礼ですが、共済組合という枠で作業を進めております。

（磯村委員長）

よろしいですか。それでは梅村委員。

（梅村委員）

今の話に若干関わりますが、先日あった事例で、旧共済組合以前の記録について一般の厚生年金も共済組合へ記録として入れるということが、まだ法律的に生きている部分がございますが、そのようなことについて、該当者にはただ単にあとはどこの共済組合で支払われますということで、年金事務所や日本年金機構からは共済組合で支払われますという文章だけになっているということがありました。それではもらったお客さんは先ほどから何回も三木委員もおっしゃっておりますが、どうしていいか分からないでしょう。それで、年金事務所に行ったら「何のことだかそれこそ全く分かりません。共済組合で聞いてください」という対応でした。理屈はそうだろうと思いますが、資料の5ページの一番下にある「年金事務所等の実情を把握した」と記載されていますが、個別案件についてご質問があるような事項については、該当の年金事務所に対して事前に「このような方が相談に行ので、そちらの窓口で対応していただく必要があるのだけでも、分からなかったら日本年金機構本部へ連絡するように」というような事細かな施策を取っておかないと、先ほどお話にあるように、共済組合との間の問題で不信感が増えてくると、何のための統合の作業だということになりますから、これはいつも申していることですが、日本年金機構内をきちんと風通しの良いものにしていきたいと思っております。

（磯村委員長）

いかがですか。

（日本年金機構白井記録管理部長）

おっしゃる通りです。前段におっしゃられたお客様がどこの事務所に行かれるという情報提供まではなかなか難しい部分はあろうかと思いますが、実際に対応する窓口職員がお客様に対してどういう対応が取れるのかについては、答えられる範囲は答えなければいけないのは当然ですので、ここで言う情報提供というのは、例えばどこの共済組合をご案内したらよいのかというところから始まり、どういうものをそろえていけば、どういうことをしていただけるのかといったような部分の情報等も共済組合との調整の

中でできるだけ付けさせていただき、年金事務所に情報提供できればと思っております。

(梅村委員)

お願いします。

(磯村委員長)

難しいですな。

(三木委員)

一言だけです。最後まで残ってしまったものは、お客様のご立腹度合いが高く、また整合性がない記録で、非常に問題として噴出しやすいものだと思います。だからこそ原則論で割り切って、これは共済組合の問題なのだという対応は通用しないと思います。現場の人たちがそのような中でどうしたらいいのか分からないですが、とにかく押し切るなどという対応ではなく、お客様も納得でき、また共済組合との情報連携もうまく行える仕組みをきちんと考えていただきたいと思います。

(磯村委員)

どうぞ。

(駒村委員)

三木委員が先ほどご発言されたことと重なり、もう一度ご確認させていただくことになるかもしれませんが、資料の4ページの処理回答済みの227.8万件というのは、お客様に申し出どおり記録を直しましたという回答が終わっているものなのか、お客様の誤解ではないでしょうかという内容の回答も含めて回答が終わっている件数なのでしょうか。更にこれは4年経つのに3万件がまだ残っていて、そのうち2.2万件と0.8万件が調査中になっておりますが、調査中というのはどういう状態かを教えてください。最後に3ページで22万件が「茶色便」にお答えいただいていない理由として「ねんきん特別便」で同じ記録照会をした人が入っているのだろーと思います。これは4ページの3万件を指しているのでしょうか。そうすると残り19万件、22万件というのは1割ぐらいに相当するのですが、この方々がお答えしていないというのは、実際にデータ上でも加入期間が短期間であることを確認して、どのくらいの加入期間を短期と考えているかは分かりませんが、加入期間が短期間であったから申出がなかったのだろーということなのか、それとも特定の共済組合からご回答していない方が多いのか、そのようなことをご確認させていただきたいと思います。

(日本年金機構白井記録管理部長)

1 点目のご質問は調査中の件数についてですか。

（駒村委員）

227.8 万件の回答はどういう内容だったのか誤解なら誤解というご回答をお出ししたのかどうかです。

（日本年金機構白井記録管理部長）

ここで言う 227.8 万件は完全にお申し出の記録と共済組合からいただいている記録が重なりましたということであり、これはあなたの記録であるということが確認できた場合の回答件数です。調査中というのはそういった部分で申出と記録に食い違いがあり、最終的には共済組合がお持ちになっている記録と照会してぶつけていかなければいけないという部分で、どういう原因で不一致が起きているのだろう、どこの共済組合にどういうふうに照会していいのかといったようなことを調査中と思っていただければと思います。

（駒村委員）

4 年経っておりますから、そのような状況であることはお客様には伝えているわけですね。

（日本年金機構白井記録管理部長）

4 年経っていることに関しては、直接お客さまに現在処理中ですという中間報告は日本年金機構からは行なってございません。

（駒村委員）

3 ページの回答が返ってこない原因は 3 万件がダブルカウントというか先ほど三木さんがおっしゃる部分で、特別便で回答があった方にもう 1 回お送りしてしまった方に相当するのですか。その残り 19 万件というのは短期間だと、短期間というのはどのくらいを指して短期間とデータ上ご覧になっていらっしゃるのかを確認させてください。

（日本年金機構白井記録管理部長）

22 万件は「茶色便」についての未回答件数ですので、「茶色便」のカウントとしては 3.9 万件の中には入ってございません。「ねんきん特別便」で、共済組合の加入記録について回答をした方がいらっしゃって、記録が不一致あるいは調査困難な部分があって調べなければいけないという方がいらっしゃれば、そのような方はこの 3.9 万件の中に入っております。「ねんきん特別便」で調査中あるいは照会中になっている方と、いわゆる「茶色便」未回答の 22 万件の中にそのような方がいらっしゃるのかどうかという

ことは、先ほど三木委員のご質問に回答した通り、今後突合せをして重複を防いでいこうという作業を予定しております。

(磯村委員長)

駒村先生、よろしいですか。

(駒村委員)

4年も待たせているのでは怒ってしまっているのではないかと。

(磯村委員長)

本当はなぜ4年もというところをお伺いになりたいのでしょうか。

(駒村委員)

待たせているなら「お待ちください」ということぐらいは言わないと。

(磯村委員長)

他はよろしいですか。それでは私から1つだけ確認がございます。多分これは本日はお答えいただきにくいと思いますので、別のときに回答いただければ結構です。資料3の最後の6ページ[その他]のところですか。判明した29件の誤りは「日本年金機構の入力誤り」と記載していますから、一種の事務処理誤りですね。そう理解してよろしいですか。

(日本年金機構白井記録管理部長)

はい。

(磯村委員長)

そうすると、これは日本年金機構のホームページに掲載されている事務処理誤りの毎月の個別件数が約200件前後ありますが、その中に入っている事例が29件あったと理解してよろしいですか。

(日本年金機構白井記録管理部長)

今回の作業の中で判明しましたので、これから年金事務所に対してこのような手続きで訂正をお願いしますというお知らせをすることを考えております。既に公表案件の中には入っていないと考えていただいて結構です。

(磯村委員長)

そうですか。分かりました。そうすると 29 件以外にも何件か共済記録にまつわる事務処理誤りがあるわけですね。日本年金機構になってからはホームページに掲載していますが、それ以前の旧社会保険庁の時代にも似たような事務処理誤りがあったのでしょうか。皆さんを責めているわけではございません。それらを総合して、この書き方を見ますと下から 3 行目「共済期間を合算対象期間として入力すべきところを共済期間として、要するに実のある期間として入れたものなど」とございます。カラ期間として入れるべきところを基礎年金額の算定期間として入力してしまったので、当然年金額は増えているわけですね。

（日本年金機構白井記録管理部長）

はい。

（磯村委員長）

そうすると本来の年金額よりも増えているので、その方々に対しては還付請求をしなければいけないわけですね。

（日本年金機構白井記録管理部長）

はい。

（磯村委員長）

場合によっては基礎年金の算定期間とすべきところをカラ期間として入れているケースもあったように思うのですが、そうすると今度は少ない金額で年金額が支払われておりますので増額になるわけですね。

（日本年金機構白井記録管理部長）

そのようなケースがあればそのようなことになります。

（磯村委員長）

増額・減額両方のケースがあり得るという理解でよろしいですか。

（日本年金機構白井記録管理部長）

増額・減額両方のケースがある、その通りです。

（磯村委員長）

減額の場合はこれをどうなさいますか。還付請求はなさるのですか。

(日本年金機構白井記録管理部長)

そのような作業については、現在どのような手順で返還を求めていくのかについて年金給付部等でも詰めているところですので、手順に従いまして手続きを進めさせていただくことになろうかと思います。

(磯村委員長)

そのようなご説明がないと[その他]について説明をしたことにはならないですね。

(日本年金機構白井記録管理部長)

申し訳ございません。

(磯村委員長)

年金額が減額となる場合の取扱い等については、次回の事務処理誤りの議題できちんとご説明いただくようによろしく願います。以上です。どうぞ。

(稲毛委員)

言おうか言うまいか迷っていましたが、言った方が良いと思うので。資料3の5ページの「仕分け後の対応」について、私もすごく迷うのですが、国民の皆様からの役所という視点は、役所の側から見れば組織が違ふことがあります。例えば外郭団体だったり外部の出先機関だったりして、組織をまたぐケースがよくありますが、国民の方から見たら全て同じ役所であるという認識であるのに、結局「あちらに聞いてください。こちらに聞いてください」という橋渡しになってしまうわけです。それが今回で言う年金事務所と共済組合等になるわけです。「仕分け後の対応」のところでお客様の申し出と共済記録との確認が取れない場合、お客様に対して記録の原本を保有する共済組合等に直接ご照会してくださいという案内文書をお送りするということです。私が描く理想形としては、それによってご本人様が直接照会に来られた共済組合側としてもどのように対応してよいか分からないことがあるので、これを持ってあなたが共済組合に行けば、最低限、年金事務所でこのような処理を行ったので、あなたはこれを行えばいいのですよという、直接共済組合にご照会くださいというご依頼と同時に、照会先の共済組合が読んで共済組合職員も自分が何をすればいいかが分かる書類を持たせてあげることです。そのようなことを目指してご検討いただければと思います。上でどのような調整がされているかが分からないのが現場の人なので、共済組合との十分な調整を行った結果を、上部から出せばいいので本来は本末転倒なのです。お客様が書類を読むことによって、自分が何をすればいいのかが分かるようにお伝えするというのを頭に入れてご検討いただきたいと思います。



(磯村委員長)

どうぞ。

(三木委員)

今稲毛委員がおっしゃった通りだと思います。もう少し理想形を検討するならば、本来であれば処理パターンをいくつかのパターンできちんとマニュアル化して、共済組合と共有すべきです。今稲毛委員のおっしゃったような感じで言えば病院の紹介状のようなものだと思いますが、「こちらの認識としてはパターン4の2なので、このような書類を持っていくようにご本人様に言ってありますから、それで処理をしてください。何かあれば年金事務所の自分の名前と電話番号でご質問などを受けたら対応しますから」と、一応日本年金機構側はお客様相談履歴システムが動いているはずなので、過去の履歴をご覧になれば分かるはずですから、きちんと議論できるはずですよ。そのようなことができれば理想形だと思います。

(稲毛委員)

三木委員が乗ってくださったので、もう1点。共済組合の現場でも、どこに問い合わせればいいかが分からないケースが結構あると思いますので、どこが窓口になるかは分かりませんが、要は国民の皆さんに直接共済組合に照会していただきと言っても限界があるわけです。国民の皆様の了解の上で役所同士が目前で調整できれば理想形です。なので、ご本人様がお持ちになった紙を共済組合の担当者が見て困ったなと思ったときに連絡できる先を記載しておいて、三木委員がおっしゃるように紹介状というか連絡票があればいいということが、実務を行なっている上で思っていることです。というのは、ご本人様に伝えたことが共済組合にそのまま伝わるとは限りません。お客様にとっては役所というものは1つなので、混在事案でAとBという問題を抱えていてA出先機関・B出先機関とあります。A出先機関でBの問題のことを言ってしまいます。そうするとA出先機関で「うちではやることがないのでB出先機関に行ってください」と言います。不思議なことになぜかB出先機関に行ったところでお客様はBのことをお話しすればいいのにまたAのことをお話ししてしまいます。そうすると「いやいや、これはうちでやることではないので」ということになってしまうとケースが実際のところがあるので、そのような部分は紙の様式で調整を取っていくことが必要なのではないかと、これは現場で常々私が感じていることです。よろしくお願いします。

(磯村委員長)

他はよろしいですか。共済組合側と日本年金機構側との連携で現場が困らないようにというお話が色々ございました。当然現場のご意見も色々伺っておられるのでしょうか。

（日本年金機構白井記録管理部長）

伺っております。

（磯村委員長）

他はよろしいですか。副理事長、先ほどからおっしゃりたいようなお話がございますが、どうぞ。

（日本年金機構薄井副理事長）

もし違っていたら補足していただきたいのですが、共済組合との間でこちらが調査をお願いしてお答えが返ってくるケースについてはそれでお返しをしております。ご本人は例えば市町村に何年から何年まで勤めていたとおっしゃられてこちらに照会してこられている。それをこちらが共済組合へ照会した場合に、そのような方はいませんといった回答があったケースなどは調整といってもなかなか難しい。稲毛委員がおっしゃられたように、よく連携を取ってできるだけパターン化して現場が困らないようにするという努力をしていきたいと思いますが、共済組合の方で働いた形跡がないものは調整のしようがないという部分もあることはご理解いただけたらと思います。

（稲毛委員）

申し上げたかったことはそこではなく、お客様が働いていた事実が分からないから日本年金機構としては確認しようがないといったときに、日本年金機構として共済に照会をした結果、そのような回答を得たことが先に分かるようにしてほしいというのがお願いの件です。

（日本年金機構薄井副理事長）

そのような確認をしたということですか。

（稲毛委員）

そうです。お客様に説明しても、それを正確に共済組合に伝えてくださるかどうかわかりません。ましてや将来一緒になるのでしょうという概念がありますから、日本年金機構としてはどこまで行ったという結果と、その前後の年金記録がまたあるわけです。前後の記録の関係上こうだなどということを共済組合の担当者がお客様から伺っただけでは分からないので、共済組合と機構の担当者が上部同士で照会できればいいでしょう、それが書類のようなものであればいいでしょうという意味です。すみません。よろしくをお願いします。

(日本年金機構薄井副理事長)

ご趣旨は分かりますので、よく検討したいと思います。

(三木委員)

今のお話で非常に基本的なことを確認させてください。共済組合ではオンラインデータで日本年金機構側が持っている記録をその場で確認することができるのですか。

(日本年金機構白井記録管理部長)

共済組合の記録を日本年金機構がオンラインで確認することはできません。

(三木委員)

逆です。例えば「共済組合に行ってください」と言うわけですが、記録に不整合があるときなど、共済組合では、日本年金機構のオンライン記録の状態は知り得ないのですか。

(日本年金機構白井記録管理部長)

お客様は知り得ます。被保険者記録の回答票を厚生年金・国民年金・共済組合からご提供いただいている記録を含めてプリントしてお客様にお渡しします。それを持って共済組合に行くと、この方はいつからいつまで国民年金、いつからいつまで厚生年金、いつからいつまで共済組合といったような履歴の回答票をお渡しするようになっておりますので、その限りでは記録の回答票を見た共済組合も、どこに空白があって、それと自分の共済組合の加入期間がどこに当てはまるのかといったことは今の回答票でも対応できると思っております。

(三木委員)

今の回答票で大丈夫なのかもしれませんが、それできちんに対応できるかどうかを共済組合との間でよくご確認していただくことと、多分お客様も本当にそれを持っていくかどうかという、持っていけない方が結構多いのではないかと思いますので、必ず持っていけないと共済組合への照会は非常に難しいということを重々ご説明するというような、一連の「丁寧な」ということについて、具体的にどうするかをもっと詰めていただきたいと思います。

(日本年金機構白井記録管理部長)

分かりました。

(磯村委員長)

色々ありがとうございました。事務局、よろしくお願いします。  
それでは続いて次の議事、よろしいですか。

(尾崎年金記録回復室長)

最後の議題になります。資料4で「国民年金保険料の後納制度の実施状況等について」日本年金機構の阿蘇部長よりご説明をよろしくお願いします。

(日本年金機構阿蘇国民年金保険部長)

それでは資料4をご説明させていただきます。国民年金保険料の後納制度は本年10月1日から施行されております。これにより国民年金保険料の後納制度をご利用できる対象者に対して「納付可能期間延長のお知らせ」を本年8月からご送付しており、10月1日施行後から後納制度のお申し込みの承認及び保険料を納めていただく納付書の作成の処理を開始したところです。

現在までの状況についてご説明させていただきます。まず「1. 相談・受付等状況」です。「納付可能期間延長のお知らせ」は利用可能と思われる方を約1,700万人と推計しておりますが、この約1,700万件のうち8月・9月について現在既に966万3,173件ご送付しております。今後は11月末から3回目として42万件、以降、来年の7月まで残り約700万件をご送付する予定です。また後納制度のお知らせをしたことに伴う後納制度のお申し込みの8月・9月の2か月の受付状況は16万1,048件です。

資料をおめくりいただきまして3ページ目・4ページ目は8月及び9月の後納制度に関する件数です。まず3ページは8月です。棒グラフが後納制度のお知らせをご送付した件数です。8月に12回に分けてご送付しております。4ページをおめくりいただきまして9月にも12回に分けてご送付しております。折れ線グラフはコールセンターを設置しておりますのでコールセンターの日々の応答呼数、受付件数は全国計の日々のもの、後納制度のお知らせをホームページに掲載しているのでホームページへのアクセス数、来訪相談は年金事務所へおいでいただいたお客様の件数です。折れ線グラフにございますが、表の上に「来訪者 累計」、これは8月の累計で7万1,986件。受付件数は8月で5万5,047件。コールセンターで7万0680件を受け付けております。おめくりいただきまして4ページです。同じく来訪者数は8万4,009件。受付数が10万6,001件。コールセンターで8万978件です。

資料5ページです。年金事務所及び街角年金相談センターにいらしたお客様の主な相談内容について集計しております。また同じく右側の円グラフはコールセンターで累計8月・9月では年金相談で23万1,618件ございまして、一番多かったのはCですが申込手続き・添付書類に関すること、このお客様が後納制度のお申し込みを窓口でしていただいている方です。またコールセンターにおいて制度がどういうものかというご照会が一番多くございます。

資料の1ページです。現在まで直接お客様にお知らせをご送付するとともにポスター等各種周知広報も実施しております。まず(1)としてポスターを作成しております。市区町村役場の窓口でポスターを配布して現在貼付していただいております。また金融機関(全国銀行協会・日本郵政株式会社・全国信用組合中央協会)等々に対し既にお願いをしており、現在何枚のポスターを掲示していただけるかを集計しているところですので、必要数をあらためてこちらから配布して掲示をお願いする予定としております。

1ページおめくりいただきまして2ページです。その他として年金局を通じて各省庁・都道府県・厚生労働省の様々な団体・ハローワーク・国立病院・公立病院・矯正施設等へもポスターを掲示いただくよう、現在準備を進めております。

(2)の市町村広報誌は本年5月から記事の素材を市町村に提供し、各市町村は機会があるごとにそれぞれの市町村が出している広報誌で周知広報をいただいております。

(3)の政府広報は9月17日から9月23日まで新聞の突き出しを全国紙及び地方紙で実施しております。

(4)として8月・9月の2カ月間で、後納の申込み状況を集計したものをプレスリリースしております。

今後の周知・広報は11月に社会保険料控除証明書をお客様にご送付しますので、その通知にも後納制度の周知文を掲載する予定です。また厚生労働省の広報室や年金局と協力し、報道機関・雑誌等へ様々な記事の掲載を依頼する予定です。また、厚生労働大臣が委任している年金委員に対してチラシを配布し、事業所内の従業員等への周知をお願いしています。

資料の6ページは9月19日から地方紙・中央紙に掲載した突き出しです。これは全紙とも同じような突き出しです。

資料の7ページ以降はお客様への直接のお知らせです。7ページは期間の延長で、資料の右側は納付可能であろうと思われる期間を丸印で記したものです。これをお客様にお知らせし、お客様から後納のお申し込みをいただくことになります。

資料の9ページは後納のお知らせに同封するリーフレットです。これを同封してご覧いただくことになります。

最後は資料の11ページです。これが現在市町村に掲示しているポスターです。今後金融機関等も含めてあらためてお願いするポスターです。

以上、後納制度の現在までの処理状況です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。何かご意見はございますか。どうぞ。

(三木委員)

オペレーションは膨大な数ではないので回っていると思いますが、コールセンターの

受電率と来訪者の待ち時間の2点の確認と、もう1点は時間が経つにつれて、受付件数は増えていき、1万件を超えると思います。そのような状況で受付とその後のオペレーションがどうなっているのか、年金事務所でその場でお出ししているのかご郵送なのかよく認識いませんが、底溜まりというか発送が遅れるなどということが起きそうなのではないかという点の、合わせて3点をご確認させていただきたいと思います。

(日本年金機構阿蘇国民年金保険部長)

まずコールセンターですが、8月1日からコールセンターを設置しております。8月・9月で約1,000万件弱ご送付するということで当初は300ブースでスタートしております。8月・9月の受電率は約99.6パーセントで放置した件数は1日当たり20件弱で、ほとんど応答できている状況です。

また年金事務所の待ち時間は5月から各年金事務所に相談体制を特別に組むように準備していただいております、後納制度の特別窓口を各年金事務所とも開設し、待ち時間が長時間になる場合には更にブースを増やす準備を事前にしておりますので、長時間の待ち時間というご報告はございませんので、待ち時間はないような形で推移しております。

また、現在発送しているものは8月・9月分ですが、全て予定通りに発送しておりますし、今後も予定通りに発送していけるということです。

(磯村委員長)

よろしいですか。どうぞ。

(三木委員)

今後の評価というか、どういう成果なのかを見るときに必要なことが、後納の申込時の受付件数自体は大事な指標だと思いますが、最終的にどのくらい後納されたのか、特に月数がどうなのかも大事で、1回で全部払い込める方がどのくらいいるのか分かりませんが、古い月から何か月かずつ、どう払っていただけるのかについても、どういう見方がいいのか色々あると思いますが、把握できればいいのではないかと思います。

(日本年金機構阿蘇国民年金保険部長)

まず受付の指標です。直近では20万件を超えております。8月送付分の方は60歳以上の方が対象で、どうしてもヒット率が低くてお申し込みが少なかったのですが、9月送付分は年齢を50歳未満の方に下げておりますので、お申し込みもどんどん増えている状況です。9月末では約16万件ですが、申込数は増えてきております。8月・9月の次が11月末から12月にかけてお知らせをお送りしますが、最近の受付数は横ばい状態、1日平均6,000件ぐらいになっておりますのでこのまま推移して、次の42万件を

お送りしたときに申込率が高くなるのではないかと考えております。8月の申込率・9月の申込率を分析して今後の状況の指標として見ていきたいと思っております。

納付のお客様は申し込みが長期間、平成14年10月分の方からお送りしています。申し込める方は納付書を一月ずつの枚数お出ししておりますので、50枚や60枚の納付書を発行しております。なかなか一度に納めていただくことは難しく、分割して納めていただきたいと思います。最終的に分析するためのシステムも作っておりますので、一定期間経過後にはどれぐらいの月数が納付されたか、10年分に対してそれぞれの期間でどのように納付されたかということについては、分析してご報告できればと思っております。

(磯村委員長)

他はよろしいですか。どうぞ。

(稲毛委員)

先の話になるかもしれませんが、長期にわたって多額の納付をされる方に対しては、途中で応援をしてあげるといいかもしれません。途中で納付意欲がなえてしまうこともあるので、ここまでは納めていますが、一番長い人だと3年間の中で納めていきますが、1回途絶えています。もう一度頑張ってみませんかという内容です。そうしたケアも考えていかなければいけないのかもしれないと思いました。納付書が50枚・60枚という、受け取っただけで具合悪くなりそうですよね。よろしくお願いします。

(日本年金機構阿蘇国民年金保険部長)

今年度は約1,700万件と推計される利用可能の方にお知らせをするということで、ただ今申し上げました50枚の納付書ですが、先ほどご説明しましたチラシ、資料の10ページですが、後納制度には加算額が付きます。平成24年度中に納める加算額ですので、平成25年度になるとまた加算額が変わりますので、この切り替わりのときに古い納付書をお持ちの方については何らかのご対応をしなければならないと考えております。そこをどうするかは今後検討していこうと考えております。

(稲毛委員)

金額が変わり結局納付書が使えませんか、ある意味で好機です。そこでまたお声掛けができるわけですね。ぜひよろしくお願いします。

(磯村委員長)

どうぞ。

(三木委員)

参考までにお伺いしたいのですが、現在は後納申込書を平均月数で言いますと何か月分お出しするのか、最も多いパターンか平均かどちらかでもいいのですが、分かれば教えていただきたいと思います。

(日本年金機構阿蘇国民年金保険部長)

集計はしていませんが、ある事務所の所長に直接確認したところ、40枚から50枚の納付書をお1人の方にお出ししているということです。それが全国の平均かどうかは分かりませんが。日本年金機構本部で受け付けているものも何件か見ましたが、平成14年10月からという30枚・40枚お出ししなければならない申込書になっていることは事実です。

(磯村委員長)

ということは3～4年分が多いということですか。

(日本年金機構阿蘇国民年金保険部長)

お客様のご理解ですが、毎月納めたいので1枚ずつ出してほしい。例えば10か月分を納めるのに1枚で10か月分ということも可能なので、一括納付も可能ということをお知らせはしておりますが、1枚ずつ発行してほしいというところに丸が付いてくると、申し込み月数分の枚数を発行することになります。

(磯村委員長)

何か月分ということではないわけですね。

(日本年金機構阿蘇国民年金保険部長)

はい。お1人で1年分をまとめて1枚でいいという方もいらっしゃいますし、分割納付で四半期に1回などというような、色々なパターンを選択できます。毎月のものを出してほしい、1枚ずつ出してほしいというお客様の要望が多いということです。

(磯村委員長)

どうぞ。

(三木委員)

私の理解が正しいかどうか分かりませんが、後納制度をレターでお知らせするときの文言がどうだったか記憶があまりございませんが、権利であるが義務でもあるというような認識があるとする、例えばまじめな高齢の方で、これは払わなければいけないの



だと、月数が足りない分を払い始めたとします。しかし、途中で稲毛委員がおっしゃられたように納付できなくなれば、受給権が得られないのに払ったという払い損の方などもあるかもしれません。そのような意味では文言であったりポスターであったり、途中での応援のような何かお知らせをお出しするなど、工夫が必要なような気がします。そもそも権利であり義務であるという、どういう文言で表現されていますか。

（日本年金機構阿蘇国民年金保険部長）

実際にお送りした通知が7ページにございます。これがお客様個々人に届くものです。10年間納付が可能になりましたということで義務という表現はしておりません。先ほども申しましたが、平成24年度については全ての後納制度の利用が可能と思われるお客様にご案内をいたします。当然途中で断念される方もいらっしゃると思います。平成27年10月からは受給要件が10年間に短縮されることもございますので、平成26年度・平成27年度に納付を途中で断念したような方について、どのような形でお知らせをしていくかということは検討していかなければならないと認識しております。今年度は約1,700万と思われる方にご案内することを先行することを考えております。

（磯村委員長）

よろしいですか。他にございませんか。

それでは私からお願いがあります。どうでしょう。3か月か4か月经った頃に、一度どんな入金状況なのかについてご報告いただけるでしょう。段取りとしてはどのようなことをお考えになっていらっしゃいますか。申込ベースではなくて入金ベースで報告いただけますか。

（日本年金機構阿蘇国民年金保険部長）

集計する統計システムは作っておりますが、集計をいつするかという日程は決めておりません。あらためて今後システム運用とも話しながら決めることになります。ただし、10月から納付開始で10月に納付書をお送りしたばかりですので、10月分が納付されるのは11月・12月になります。年明けぐらいが1回目かと考えております。まだ正確な日程は決めておりません。

（磯村委員長）

その報告の際に、本制度の眼目である無年金者がどれくらい救済できそうなのか、10年分のうち何か月ぐらいが納めるお金との関係で普通の状況なのかといった、要するに本制度の狙いあるいは目的との関連で、ある程度の評価ができるような材料をぜひご準備願いたい。

(日本年金機構阿蘇国民年金保険部長)

なかなか無年金者を判定することは難しい部分があり、カラ期間をどう見るかということもございますが、できるだけシステムでできることを対応いたします。

(磯村委員長)

そのつもりになれば、それは簡単に分かるでしょう。

(日本年金機構阿蘇国民年金保険部長)

今回も外国に出ている方などの任意加入期間などの状況は機械上では分からないものですから。

(磯村委員長)

伺えばいいではないですか。

(日本年金機構阿蘇国民年金保険部長)

ですからサンプル抽出をして集計する方法など色々あるかと思いますので、そのようなことを検討してご報告できるような形は考えてみたいと思います。

(磯村委員長)

この制度を始めるに当たって色々経緯があったわけですから、それを頭に入れていただかないと、単にこれだけ納付実績がありましたという報告だけでは済みませんので、お願いをしておきます。どうぞ。

(駒村委員)

先ほどおっしゃった確認ですが、一体改革法で受給資格年数が10年になりますよね。あれは正確に言いますと消費税が実際に引き上げられて初めてそれが有効になるものだったと思いますが、その辺の書き振りは特段現時点では考慮していないのでしょうか。

(磯村委員長)

どうぞ。

(日本年金機構阿蘇国民年金保険部長)

お客様から当然そのようなご照会もございますので、消費税のことも触れてきちんとご説明するようにと、ご説明をした経緯もきちんと残すような形にしておりますので、そのようなご説明をして若干身を引かれる方も中にはいらっしゃいますが、きちんとお客様にご説明するような形で想定を作り、年金事務所の窓口では対応するようにしてお

ります。

(駒村委員)

パンフレットの中には特段それは触れておかないわけですね。

(磯村委員長)

そのようなことについてはあまり入っていませんね。

(日本年金機構阿蘇国民年金保険部長)

すいません。作った段階で法律がまだ出ていませんでしたので。

(駒村委員)

経緯を知らない方だと 25 年納付が必要だと思って頑張って払ったが、10 年になっているのではないかと怒れては困ると思いました。

(日本年金機構阿蘇国民年金保険部長)

公布された時点ではホームページ上でご案内をするようにはきちんとしております。ホームページ上で全て伝わるかどうかの問題はありますが、ホームページでは知らしめております。

(磯村委員長)

他はよろしいですか。それでは本件がよろしいようですと本日の議事はこのようなことでよろしいですか。色々ありがとうございました。それではお開きにしますが、次回の年金記録回復委員会は 11 月 27 日、火曜日の 18 時から予定をしております。場所も省議室です。次回の議題は今月末が締め切り期限になっております厚生年金基金における突合せ作業の進捗状況などをできたら分かり次第ご報告いただくということと、できれば事務処理誤りもお願いしたいと思っております。それまでに粗ごなしの実務検討会をできたら開きたいと思っておりますので、また委員の皆様、ご協力をよろしくお願い致します。特にございませんようでしたら本日はこれでお開きにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご審議をありがとうございました。お開きにします。

(了)